

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1001060	商標出願登録手続の行政書士への開放	行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	<p>企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約6千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。</p> <p>行政書士は全国に約3万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。</p> <p>商標登録願はA4サイズ1枚の定型的なもので、年間約5万件の本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。</p>		行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省 経済産業省
1055070	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。		(株)パソナシャドーキャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
1003010	個人向け発電機の設置の緩和	アンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10KW未満)を最大3基、個人、コンビニ、マンション屋上などに設置する場合に、一般用電気工作物として扱うことを可能とする。 また、暖めた水道水、あるいは純水によるアンモニア水の気化発電を行う(温泉水によるアンモニア水の気化は行われている)に際し、規制があれば、その見直しを要望する。	<p>個人開発のアンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10KW未満・メンテナンスフリー)を最大3基、一般用電気工作物として、家庭、コンビニ、マンション等にリースし、低圧電力を提供する。</p> <p>提案理由: 環境に配慮した発電機により、無公害で安価な電力を提供する事が出来る。</p> <p>代替措置: メンテナンスフリーの発電機の開発により、主任技術者による保守・点検が不要になった。</p>		個人	29 奈良県	経済産業省

<p>1007010</p>	<p>LPガス販売事業者による都市ガスの供給</p>	<p>一般ガス事業者の供給区域内において、LPガス販売事業者が一般ガス事業許可を得ることを必要とせず、一般ガス事業者から卸売を受けた都市ガス(天然ガス13A)を需要家に供給することができるようにする。また、一般ガス事業者からLPガス販売事業者への卸売価格は、供給約款によらない安価な価格とすることができるようにする。</p>	<p>アパート・マンションを中心に、LPガス販売事業者が供給を行っている一般の需要家に対し、LPガス販売事業者による都市ガスの供給を可能とし、現行のLPガスよりも安価な価格で都市ガスを販売することにより、需要家のエネルギーコストを削減できるとともに、LPガス販売事業者の経営基盤の強化による地域活性化を図れ、さらには天然ガスの普及拡大による地球温暖化防止にもつなげられる。</p> <p>福井県越前市および敦賀市においては、民間の一般ガス事業者である越前エネライン(株)、敦賀ガス(株)が都市ガスを供給しているが、その供給区域内においてもLPガスの需要家が混在している。さらに近年のオール電化の普及により、都市ガス、LPガスともに需要家数が減少傾向にあり、その影響によるLPガス業界の再編も始まっている。LPガス販売事業者は地元根ざした会社が多く、地域活性化に与える影響も大きい。そこで、一般ガス事業者がLPガス販売事業者に安価に都市ガスを卸売し、それをLPガス販売事業者が供給することにより、両者協調してガス体エネルギーの普及促進を図っていききたい。しかし、都市ガスの供給はガス事業法により一般ガス事業者に限られているため、LPガス販売事業者でも供給が可能となるよう規制緩和が必要である。</p> <p>低圧供給の需要家の保安に関しては、一般ガスとLPガスでは技術的に大差がなく、点検周期等を一般ガスに合わせることによってLPガスの保安機関によっても十分に保安が確保できると考えられる。また、天然ガス13Aは空気よりも軽いためガス漏れが起こっても拡散し、LPガスのように滞留することがないため安全性は高いといえる。</p>		<p>越前エネライン株式会社 敦賀ガス株式会社</p>	<p>18 福井県</p>	<p>経済産業省</p>
<p>1028010</p>	<p>伝統的工芸品指定要件の緩和</p>	<p>現行法で規定されている伝統的工芸品の指定要件について、事業規模が小さく、事業協同組合等の設立が困難な伝統的工芸品が多い地域(市町村)にあつては、市町村が事業協同組合等と同様に申し出ることを認め、「地域希少伝統工芸品」として包括的に指定を受けることを可能とする。</p>	<p>現行法では指定要件を満たさないが、希少かつ重要な伝統的工芸品を包括的に指定することで、伝統的工芸品全体の振興を図る。</p> <p>具体的には、伝統的工芸品の指定は個々の工芸品を対象としており、その申し出は事業協同組合等が行うこととなっているが、事業規模が小さい、従事者が少ないなど、事業協同組合等の設立が困難なために地域にとって重要な伝統的工芸品であっても指定が受けられない未指定業種が数多くある地域においては、市町村が申し出の主体となり、包括的に「地域希少伝統工芸品」としての指定を受けることで、その地域の実情に応じた伝統的工芸品産業の振興を図るものである。</p> <p>提案理由： 本市には既に伝産法で指定されている6業種のほか、小規模な未指定業種が20種近くあり、それらは総体で本市の基幹産業としての地位を占めるとともに本市の魅力のひとつとなっている。これら未指定業種の振興策は本市が独自に実施しているが、後継者不足や財政的基盤の脆弱さ等により存続すら危ぶまれる現状であり、より強い支援が望まれている。そこで、本特例措置により、市町村が事業協同組合等の代替機関となることで、これら未指定業種に替わって包括的な振興計画を作成することが可能となるとともに、それに基づく事業実施に必要な経費の一部について補助を受けることで、本市のみならず、これら未指定業種を擁する多くの市町村が、地域の実情に応じて充実した伝統的工芸品産業の振興施策を展開できるようになる。</p>	<p>金沢市</p>	<p>17 石川県</p>	<p>経済産業省</p>	

1037020	風力発電施設に係る電気主任技術者の兼任要件緩和	電気事業法や関係規則により電気主任技術者が複数の事業所を兼任する場合は、当該施設に2時間以内に到着する必要がある旨規定されているが、緊急時の対応体制を整備した場合等には、2時間以内の到着が難しい場合でも兼任を認める。	<p>電気主任技術者の免状は、取り扱う電圧等により第1種～第3種に分かれているが、第1種・第2種とも難易度が高く全国的にも人材が不足しており、風力発電所の立地特性から本県では該当する種類資格者を有する人材の確保が非常に厳しい状況にある。</p> <p>風力発電施設の大部分の電圧は第3種の電気主任技術者で対応可能だが、変電所から電力会社の系統に連系するまでのごく狭小な範囲の電圧により施設全体を第1種か第2種の電気主任技術者で対応しなければならない。</p> <p>変電所は設備も単純で管理が容易である。</p> <p>電気事業法や関係規則には、電気主任技術者が複数の事業所を兼任する場合は、当該施設に2時間以内に到着する必要がある旨記載されているが、以上の理由により、緊急時の対応体制が整備されている場合等に「一律2時間以内」の規制緩和が認められれば、風力発電施設の立地がさらに進む。</p> <p>代替措置： 有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える 補助員（第3種電気主任技術者免状を保持している者）を各発電施設に配置して、 が2時間以内に到着できない場合は、 の指示の下到着まで作業を行う</p>	環境・エネルギー産業創造特区	青森県	2 青森県	経済産業省
1037030	風力発電施設に係る工事計画（変更）の審査期間短縮化	電気事業法により、工事計画（変更）の届出受理後30日は工事開始できないが、工事計画（変更）の届出受理後すぐに工事開始可能とする。	<p>風力発電施設の建設には、国等の補助金を活用することが多く、助成金の交付決定時期は大抵6～7月頃に設定されているが、本県でも風力発電施設の立地が進んでいる下北地域は、強い風・雪等により冬季の工事が厳しく工期が限られてしまう。</p> <p>届出受理までの間に、事業者と所管官庁が頻繁にやりとりを重ね届出書類の記載事項や添付書類に不備がほとんどないのが一般的であり、行政手続法で定めた「届出」の趣旨から考えても届出が受理された時点で手続完了と判断すべきと思われることから、届出受理後すぐに工事開始可能となるよう規制緩和が認められれば、風力発電施設の立地がさらに進む。</p> <p>代替措置： 経過日数を一律30日とせず、審査終了次第工事開始可能とする変更の場合は、審査項目や様式を簡素化する</p>	環境・エネルギー産業創造特区	青森県	2 青森県	経済産業省
1038030	障害者を多数雇用する企業との優先契約	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の範とする。本提案は、国の障害者雇用促進策の趣旨に添うものでもある。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	総務省 経済産業省

1052010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 千葉県は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢化、離農、休耕地の増加は鴨川市においても深刻な問題である。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境負荷をかけない多様な製品を生み出し、地域興し、休耕地有効活用、新ビジネスによる雇用創出が期待できる。</p> <p>歴史的にも古代朝廷の祭事を担って大和政権に影響を与えたとされる忌部一族が、阿波から安房に渡り大麻産業を興し、関東に広めたとされ、各地に伝承が残っている。</p> <p>鴨川自然王国でも大麻建材ワークショップを実施し好評だった。地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準の設定が不可欠である。</p>		農事組合法人鴨川自然王国	12 千葉県	厚生労働省 経済産業省
1067010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		高知ヘンプユニオン	39 高知県	厚生労働省 経済産業省

1084010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)とトウモロコシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお箸を製造販売をしている。石油から植物への時代の掛け橋となるようなメッセージを込めて「お箸」を製作した。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。</p>		株式会社グラスマイル	42 長崎県	厚生労働省 経済産業省
1086010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、原料から加工まで純国産をコンセプトとしたものづくりを実施しており、国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・ウレタンフォームを使ったサーフボードを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、製造拠点である千葉県いすみ市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘンプサーフボードを輸出産業に育てるビジョンの実現につなげたい。</p>		有限会社ビッグフィールド	13 東京都	厚生労働省 経済産業省

1109010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻草を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段である。</p> <p>熊本県は畳製造とイグサの産地であり、同時に畳表に使う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>		たしる屋	43 熊本県	厚生労働省 経済産業省
1094010 (3009010)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		産業クラスター研究会ホーツク「麻プロジェクト」	1 北海道	厚生労働省 経済産業省

1111010	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2)</p> <p>古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地です。木屋平にある三木家は、忌部のまつえとして、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタエ)を献上しています。徳島=大麻と言っても過言ではないほど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまった大麻の栽培風景。これは、バイオマスの観点から見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。</p>		ヘンプリズム志国プロジェクト	36 徳島県	厚生労働省 経済産業省
1112010	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2)</p> <p>古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>愛媛県においては、繊維の町今治があり、現在愛媛県繊維試験場とタイアップして、大麻のストール、シャツ等を作成しています。夏はUVカットで涼しく、冬は静電気防止で暖かい大麻は、とても好評です。しかし、古来日本は、至る所で栽培されていた大麻ですが、戦後すっかり栽培が許可制になり、日本製の大麻の糸は、まず手に入りません。よって、商品等の糸も、当然外国産です。日本人にとって、とてもなじみ深いこの大麻を、バイオマスの観点から見ても、文化的に見ても、今後復興される事を、切に願うものです。歴史的にみて大麻の発祥の地である四国から、大麻が復興することを願って提案致しました。</p>		ヘンプリズム志国プロジェクト	38 愛媛県	厚生労働省 経済産業省

1126010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト	47 沖縄県	厚生労働省 経済産業省
1127010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった販売を実施しており、お客様の多くから国産原料をつかった商品を求められている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロジェクトに関してはいまのところストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。</p>	KAYA		22 静岡県	厚生労働省 経済産業省

1128011	産業用大麻種子の輸入規制緩和	<p>麻薬成分が著しく少ない(麻薬成分THC含有率0.3%以下)ヨーロッパの産業用大麻草種子の輸入に関して、加熱による発芽不能処理を行わない種子を入手可能にする。産業用大麻の種子入手に関しては、唯一、栃木県の農業試験場が、トチギシロという低THCの品種の育種・管理をしている。今のところ、この農業試験場は、県外の農家への種子の提供を拒否している。そのため、栃木県以外で大麻種子を確保することが難しい。熱処理されていない大麻種子の輸入を可能にし、大麻栽培農家の生産活動を容易にしてほしい。</p>	<p>富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農薬を特に必要とせず、荒れ地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鳥獣(特に猿、猪、熊)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。</p>	国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト	とやま中山間地利用促進フォーラム	16 富山県	厚生労働省 経済産業省
1143010	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCではありますが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 岐阜県産業用麻協会はバイオマス資源の活用により自然の循環に逆らわない産業構造や持続可能な社会への転換に麻(産業用大麻草)を取り上げ岐阜県中心に活動している市民団体です。(以下、麻という)県の伝統産業と麻の応用から新たな産業利用を促進すること、また県内に色濃く残る麻の文化・技術を伝承することから地域の活性化をはかり、地域の自立と関連産業の創出に期待します。 規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能となりましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内産に切り替え、岐阜県政推進である『活力ある地域づくり』を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。</p>		岐阜県産業用麻協会	21 岐阜県	厚生労働省 経済産業省
1159010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>大麻の種子の輸入にあたって、海外で脱穀され熱処理されたものについては、麻薬取締部の発芽試験などを簡素化あるいは省略できるようにし、通関を迅速にすることで事業運営に支障のないように規制を緩和していただきたい。</p>	<p>当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大麻の種子を使用したレストランを経営しているものである。経済産業省薬発第708号通達によれば、「大麻の違法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不能処理を行うこととしている」が、通達が出された当時には、大麻種子の熱加工食品は存在しなかった。ナッツと呼ばれるこれら製品は目でみても発芽不能であるとわかるにもかかわらず、この通達があるために、財務省税関では麻薬取締部が発行する証明書を必要としている。麻薬取締部の発芽試験には7~10日間かかり、その間、貨物が税関で留め置きされるなど事業の障害となっている。 大麻の粉や油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不要となっているが、海外で脱穀され熱処理済み加工食品についても、厚生労働省、財務省(税関)が判断できるように規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱穀したものの非発芽試験については輸出国の公的な証明書を提出することで確認することができる。</p>		株式会社ニュー・エイジ・トレーディング	13 東京都	厚生労働省 経済産業省

1188010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも「歴史は繰り返す」事実を待つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がないため、種子は海外からの輸入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。</p>		有限会社イー・コーポレーション	34 広島県	厚生労働省 経済産業省
3007010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		NPO法人設立準備団体 麻姑山ヘンプ会		経済産業省 厚生労働省

1072010	火薬類取締法における 第二十三条（取扱者の制限）	火薬類取締法における年齢制限は十八歳以上をむねとしているが、特区内の特定条件下での緩和を許可していただきたい。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、は花火を文化認知、観光産業として利用していく上で現行法での年齢制限では若年層の文化継承、観光産業としての花火体験の応用範囲が狭くなり、花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。年齢制限を特定条件下（特区内花火業者敷地内作業所にて取り扱い責任者立会いの下）にて緩和することによりオリジナル「打ち上げ花火」の作成が可能になり、地域特色を生かした、文化の継承と、オリジナル商品の開発、観光ツアー等の経済的効果が見込まれる。	花火特区による交流人口増加	大曲商工会議所・花火ときめきチーム	5 秋田県	経済産業省
1072020	火薬類取締法における第二十五条（消費）の規制緩和	火薬取締法 第25条（消費）事項の規制緩和（火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制緩和）。 特区内での花火打ち上げに対し、火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制を *6センチ以下の丸玉100以下 *6～10センチ以下の丸玉30以下 *10～14センチ以下の丸玉20以下 *炎管300本以下の仕掛け一台に緩和していただきたい。現在、「花火の街」として毎年観客増加傾向にあり地域内花火消費量と機会要求に規制が合致していない。 現行 火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量における打ち上げ花火の規制 *6センチ以下の丸玉50以下 *6～10センチ以下の丸玉15以下 *10～14センチ以下の丸玉10以下 *炎管200本以下の仕掛け一台	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となります。また、日本の花火のその芸術性と安全性は近年ますます高くなり現行法規制の緩和は花火文化飛躍発展に障害となっている。	花火特区による交流人口増加	大曲商工会議所・花火ときめきチーム	5 秋田県	経済産業省
1161020	南種子町（古式銃）鉄砲隊による火縄銃発射の日程や時間の変更にも迅速に対応できるよう関係法令の一部改定	火縄銃（古式銃）の発射において、現状の法令では、南種子町鉄砲隊・南種子町役場が都道府県知事に火薬の消費について届け出を行い、許可を受けて消費することとなっている。そこで、許可申請から許可を受けるまでの時間が短縮されるよう、南種子町においては、同手続きの簡略化、若しくは届け出制にしたいだけよう経済産業省令など関係法令の一部改定をお願いするものです。	現在、お祭りなどのイベント時に南種子町（古式銃）鉄砲隊が種子島と呼ばれる火縄銃の（空砲）試射を行い観光客やお祭りに参加した人々に見学していただいています。しかし、雨が降ると試射も出来なくなることやイベントの日程が急遽変更になった場合などに、火薬類取締法、経済産業省令による火薬の消費に関する届け出と許可までに一ヶ月程度かかることから、間に合わない場合が少なからずあります。そこで、同許可申請から許可証の交付までの手続きを簡略化、若しくは届け出制としていただくことで、観光客を含めて、より多くの機会で見学していただき、歴史の一頁に思いを馳せながら、一人でも多くの人々に楽しんでいただきたいと考えております。そうすることで種子島の観光資源がより多くなり、結果として交流人口の増大にも寄与すると考えられます。	種子島鉄砲特区	種子島U・イターンサポートセンター	46 鹿児島県	警察庁 経済産業省

1082020	商工会議所法に係る許認可権限の県への移譲	商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散していることから、地方公共団体（県又は基礎自治体）において、一括処理できるようにすること。	<p>【実施内容】 商工会議所法に関する事務を地方公共団体（県又は基礎自治体）において一元的に実施することにより、二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能となる。</p> <p>【提案理由】 商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散している。現在、国が所管している権限のうち、国際的・広域的な見地からの判断・調整や、全国的に一定水準、同質な組織・事業運営の維持が必要と思われる事項は、輸出品の原産地証明に関する権限、都道府県をまたがる合併に関する権限のみである。それ以外の権限については、現在、定款変更の認可権限についてのみ検討を進めるとの回答がなされているが、地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、他の権限についても同様に地方公共団体（県又は基礎自治体）に早期に移譲すべきである。</p>		広島県	34 広島県	経済産業省
1082090	大規模小売店舗立地法に係る条例制定権の見直し	大規模小売店舗の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	<p>【実施内容】 基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実情に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。</p> <p>【提案理由】 基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、大規模小売店舗立地法に係る都道府県知事の事務を特例条例により、基礎自治体に移譲している。しかし、大規模小売店舗立地法第3条の「県条例制定による届出基準面積に関する面積変更」事務は、特例条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう、例えば特例措置の規定を設けるなどの見直しが必要である。地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、一部の権限を県に残すのではなく、市町が全ての事務を自己完結的に処理できるよう提案する。</p>		広島県	34 広島県	経済産業省
1082100	工場立地法に係る条例制定権の見直し	特定工場の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	<p>【実施内容】 基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。</p> <p>【提案理由】 基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、工場立地法に係る都道府県知事の事務を特例条例により、基礎自治体に移譲している。しかし、工場立地法第4条の2の「県条例制定による緑地面積率等の地域準則制定」事務は、特例条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう、規定を設けるなどの見直しが必要である。地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、一部の権限を県に残すのではなく、市町が全ての事務を自己完結的に処理できるよう提案する。なお、今年、新たに制定された企業立地促進法により、工場立地法の特例措置として、基礎自治体において基準設定のための条例制定を可能とする制度が設けられたが、あらかじめ地域を特定し国の同意を得る必要があるため、対象となる自治体及び地域が限定的となり、手続き上も県や国の関与が必要となるなど、各自治体が各自の判断で運用するには、問題が残されているものと考えている。</p>		広島県	34 広島県	経済産業省

1083010	「液化石油ガス販売事業報告」及び「保安業務実施状況報告」への押印または自署署名の省略	現行法施行規則の運用及び解釈(通達)により規定されている報告書への押印または自署署名について、代替の本人確認ができる場合にあっては、省略可能とする。	<p>液化石油ガス販売事業者及び保安業務事業者が、毎事業年度経過後3ヶ月以内に販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況等を都道府県等へ報告する「液化石油ガス販売事業報告」及び「保安業務実施状況報告」への押印または自署署名の省略を可能にする。</p> <p>提案理由： 類似の報告書である「認定液化石油ガス販売事業者状況報告書」には、液化石油ガス法施行規則で様式が規定されているにもかかわらず、押印等の定めが無く、一方通達により様式が定められている上記2報告については、押印または自署署名が規定されている。 このため、本県では、電子申請システム開発を行った際、公的個人認証または商業登記認証を求める手続とせざるを得なかった。結果として、平成17年4月から電子による申請を可能としたが、全く利用されない状況となっている。 手続を簡素化することにより、県民の初期負担(電子証明書の発行及びカードリーダー・ライタの導入)が無くなるとともに、利便性の向上が見込める。</p> <p>代替措置： 本県が開発している上記2手続の報告について、販売事業者の登録番号または保安機関の認定番号の入力を必須としていることからなりすまし報告ができないシステムとなっている。</p>	和歌山県	30 和歌山県	経済産業省
1010010	工業用水道料金の減免措置	生産活動に利用しない公共用の雑用水については、利用料金の減免を可能とする。	<p>工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退により料金収入が減少し、非常に厳しい経営状況になっており、事業の安定経営の視点から利用促進が急務となっている。そこで一定の利用に限って利用料金を減免することにより、利用を促進し、工業用水道事業の安定的な運営を目指す。</p> <p>現状：工業用水道料金は、適性な原価に照らし公正妥当なものとして、公平性の観点から差別的料金は認められず、特定の事業所への継続的な料金減免などの措置は認められていない。</p> <p>具体的提案：生産活動に利用しない公共用の雑用水について、利用料金の減免を行うことにより、工業用水道の利用促進につなげる。</p> <p>具体的には、歴史的に価値のある伊丹市昆陽池の水質浄化など環境面から生態系を守り財産を将来に引き継いでいくための環境用水として活用することにより、住民の一定の理解を得ると共に工業用水道事業の安定的な運営および企業への支援にもなり、地域への貢献や産業の活性化に結びつくものとする。</p>	伊丹市	28 兵庫県	経済産業省
1124080	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種：織布運転)の滞在期間の延長	<p>諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。</p> <p>播州織産地では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。</p> <p>在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)</p>	<p>播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。</p> <p>(現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)</p>	兵庫県	28 兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省

<p>1141010</p>	<p>東京湾岸地域における経済特区</p>	<p>日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしくみとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。</p>	<p>研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点などの形成を図る企業に対し、インセンティブを講じることで集中投資を促すしくみを構築し、国際競争力を強化する。</p> <p>1 進出企業に対する優遇措置等 (1) 法人税の軽減及び登録免許税・法人事業税・事業所税・不動産取得税の免除 (2) 上記特例による地方税減収分の実質的な補填措置 2 民間都市再生事業計画の積極的な認定による融資制度・税優遇措置等の拡充 3 法規制の緩和 (1) 特許料・特許審査請求料の軽減 (2) 特許出願猶予期間の延長</p>		<p>東京都</p>	<p>13 東京都</p>	<p>経済産業省</p>
<p>1146010</p>	<p>環境影響評価の実施の省略又は期間の短縮</p>	<p>工業専用地域内に施設する発電所において、発電設備のリプレース(発電設備の更新や火力発電所の燃料転換等)を行う場合、電気事業法及び環境影響評価法(以下「現行法」という)によって、環境アセスメント(以下「環境アセス」という。)の実施が必要である。</p> <p>そこで、リプレースの工事計画が、以前の環境影響評価より大幅に低減する場合であって、効率向上より大幅な省エネルギー(以下「省エネ」という。)効果が得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。</p>	<p>【具体的事業の実施内容】 本事業は、重油・ガス混焼のボイラータービン発電設備を最新技術のコンバインドサイクル発電設備へリプレースするものである。 これにより、重油使用量を大幅に削減し、且つエネルギー効率が大幅に向上するため、大幅な省エネ効果が得られる。また、発電設備の小型化により、大気・水質等の環境負荷の大幅低減が出来るものである。</p> <p>【提案理由】 現行法下では、発電設備のリプレースを行う場合、環境アセスを行った後、工事計画認可申請(又は工事計画届出)の手続きを経て工事着手となる。 従って、工事の計画から発電設備の運用開始に至るまで数年～10年程度の期間を要する。 この期間は、環境改善前の状態が継続されるばかりでなく、省エネ効果の発揮も遅れてしまう。 今回提案する措置により、工事の着手に至る迄の環境アセスに関する諸手続きを簡略化し、早期に発電設備を運用開始させる事で、省エネ効果の早期発揮が実現できる。 これにより、京都議定書第1約束期間内において大きな省エネ効果の発揮が図れるとともに、環境負荷を大幅に低減する事が出来る。 尚、今回の対象は、工業専用地域内に施設する発電所であって、地域全体として既に環境アセスを実施している。</p>	<p>住友金属工業株式会社</p>	<p>8 茨城県</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

提案事項 管理番号	規制の特例措置 の番号・名称	提案内容	提案理由	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
2008010	1132(1144、1146) 修了者に対する 基本情報技術者 試験の午前試験 を免除する講座 開設事業	修了認定に係る試験において、IPAに「民間資格の試験問題」の審査を受ける際、手続きや手数料の負担が課題となっている。この「民間資格の試験問題」に係る審査について、「出題項目のみの審査」や「初回申請時のみの問題審査」とする等、審査の内容および方法の見直しを検討されたい。	修了認定に係る試験について、特例措置による免除対象以外の科目も含め、全ての問題について審査を受ける必要があるのと同時に、試験実施の都度、全ての問題について、再度審査を受ける必要がある。また、IPAより「民間資格の試験問題」も含めて審査を受ける際は、告示に定める手数料(1問3万円)を納める必要がある。 IPAの審査において、民間資格を取得するための試験の試験問題も審査するのであれば、「出題項目のみの審査」を行えば足りるものと考える。 また、民間資格において毎回出題項目等が変化する事は殆どなく、試験要項の改定等も年度単位で実施されるため、「初回申請時のみの問題審査」によってもその内容を充分検証できるものと思われる。 上記の見直しがなされることにより、審査対象となる問題数が削減されることで、手続きの効率化及び審査期間の短縮に繋がるものとする。	株式会社サーティファイ 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	経済産業省